

受注者各位

北海道後志総合振興局長

積算労務単価報告書の提出について

北海道では、農林水産省及び国土交通省が、毎年、公共工事に従事する労働者の県別賃金を職種ごとに調査（「公共事業労務費調査」）し、その調査結果に基づき決定された「公共工事設計労務単価」を公共工事の積算に用いる労務単価としており、一日8時間当たりの標準的な賃金の額として設定しているものです。

つきましては、入札に当たり積算した建設労働者等の労務単価の状況を把握することにより、雇用・労働条件の改善など労働者福祉の向上を図り、適正な施工体制を確保するため、別添「積算労務単価報告書」の提出を求めることとしましたので、当該報告書を作成し契約締結後速やかに提出してください。

記

1. 提出書類

「積算労務単価報告書（別記第1号様式）」

2. 参考

「平成28年度公共工事設計労務単価」

※国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo14_hh_000552.html)

※公共工事設計労務単価＝①「基本給相当額」＋②「基準内手当」＋③「臨時の給与」＋④「実物給与」

① 基本給 出来高等	② 家族手当 通勤手当 住宅手当等	③ 賞与 臨時給等	④ 通勤用定 期等
------------------	----------------------------	-----------------	-----------------

注 ①・② 所定労働時間内8時間当たり
③・④ 所定労働日数1日当たり
単価に含まれない賃金、手当、経費については
別記第1号様式の注2を参照ください。

（産業振興部農村振興課主査（契約））